

マンション共用部分改修費助成

共用部分のバリアフリー化工事に助成金を交付します

助成金の交付申請要件

※助成決定前に工事を開始した場合は助成できません。

実績報告時に契約書の写しで工事開始日を確認いたします。

(1) 分譲マンションの管理組合

- ア 延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
- イ 管理組合が適正に運営されていること。
- ウ 管理規約が整備されていること。
- エ バリアフリー化工事の実施及びその経費について、管理組合の総会又は臨時総会により決議されていること。
- オ この助成金の交付を受けたことがないこと。
- カ 今回の経費について文京区又は他の公共団体から助成金等の交付を受けていないこと。

(2) 賃貸マンションを所有する個人

- ア 延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
- イ 住民税を滞納していないこと。
- ウ この助成金の交付を受けたことがないこと。
- エ 今回の経費について文京区又は他の公共団体から助成金等の交付を受けていないこと。

助成金の交付対象となる工事

(1) マンションの共用部分又は敷地において新たに行うバリアフリー化工事。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反しないこと。

(3) マンションの共用部分又は敷地のうち、営業行為を行う部分に係る工事でないこと。

※営業行為を行う部分が、マンションの共用部分と一体的な構造であって、マンションの居住者の居住の用に供されている場合は対象となります。

※建物の一部に公的住宅が併存する分譲マンションの場合、住宅部分の延べ面積の2分の1以上が公的住宅であるときは、当該建物に係る工事の全部を助成対象外とします。

助成金額

税抜き工事費の10% (1,000円未満切捨て・上限100万円)

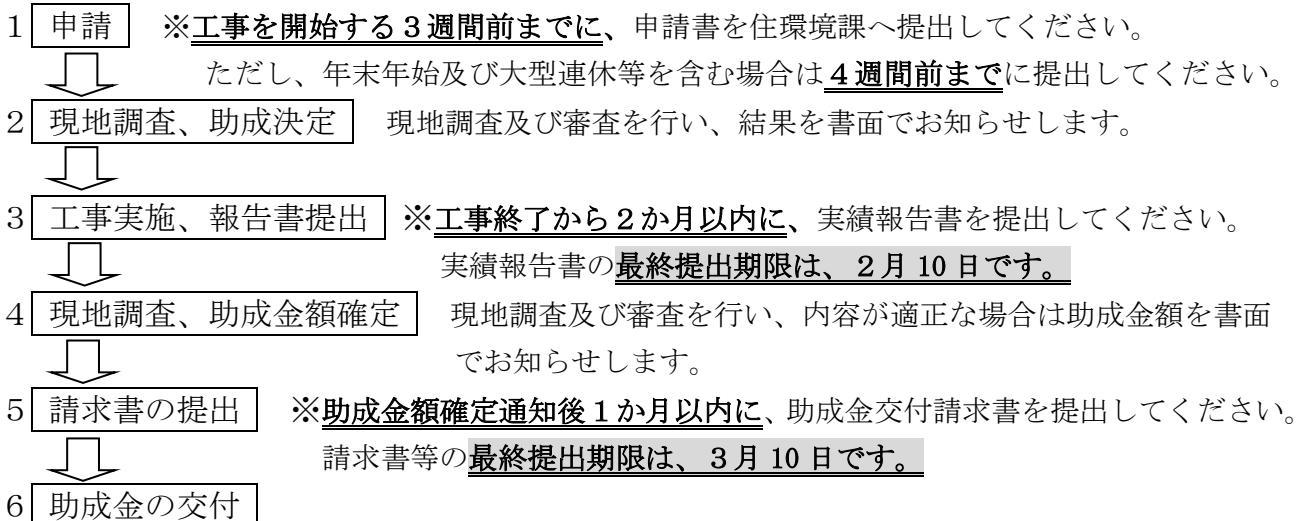
【お問い合わせ先】 ☎112-8555

文京区春日1-16-21 (文京シビックセンター18階北側)

文京区 都市計画部 住環境課 管理担当

TEL 5803-1374 (ダイヤルイン)

申請等の流れ



提出書類	1 バリアフリー化工事開始前（申請時） ※(6)～(9)は申請者が管理組合である場合、(10)～(12)は申請者が所有者である場合。 (1) 文京区マンション共用部分改修費助成金交付申請書（別記様式第1号） (2) マンションの配置図 (3) 工事の内容が把握できる図面（工事前後が分かるもの）の写し (4) 工事に要する経費の内訳が確認できる見積書の写し (5) マンションの検査済証又は確認済証の写し (6) 管理規約の写し (7) 直近の総会で決議された予算書及び決算書の写し並びに決議の際の議事録の写し (8) バリアフリー化工事の実施及びその経費を決議した際の総会の議案及び議事録の写し (9) 現在の理事長が確認できる書類の写し (10) 住民税納税証明書 (11) 土地及び建物の登記事項証明書（発行後3月以内のものに限る。） ※ 土地の登記事項証明書は、建物外における対象工事を含む場合に限る。 (12) 土地又は建物が共有名義の場合にあっては、申請者以外の所有者全員の工事承諾書 ※ 土地の共同所有者の工事承諾書は、建物外における対象工事を含む場合に限る。 (13) その他区長が必要があると認める書類
	2 バリアフリー化工事終了後（実績報告時） ※実績報告書類は、工事終了後2カ月以内にご提出ください。 また、最終提出期限は2月10日です。 (1) 文京区マンション共用部分改修費助成実績報告書（別記様式第7号） (2) 助成決定を受けた工事に係る契約書の写し（契約年月日、件名、契約金額、契約期間、発注者及び受託者双方の所在地、名称及び代表者名の記載並びに押印があるもの。） (3) 助成対象経費に係る領収書の写し (4) 助成決定以降に理事長変更があった場合にあっては、変更が確認できる書類の写し



次のいずれかに該当するときは、助成を取り消すことがあります。

- 虚偽その他不正な手段により助成決定を受けたとき。
- 助成決定を受けた後、正当な理由なく3月を経過しても工事に着工しなかったとき。
- 工事完了の確認の結果、申請内容に適合していないと認めたとき。
- 助成金の交付前に他人に譲渡、又は住宅以外の用途に供したとき。
- 工事内容の変更等に際し、変更届の提出がないとき。
- 要綱その他法令に基づく区長の命令に違反したとき。